

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	保護の停止及び廃止
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第26条
基準規定	
処分基準	次の通知により定められる基準により判断し、決定する。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	生活保護法第29条の2

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	費用返還額決定
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第63条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	費用等の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第78条第1項・第2項・第3項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	扶養義務者からの費用徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第77条第1項
基準規定	
処分基準	次の通知により定められる基準により判断し、決定する。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	保護の変更、停止及び廃止
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第62条第3項
基準規定	
処分基準	次の通知により定められる基準により判断し、決定する。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	生活保護法62条第5項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	調査に応じないときの保護廃止等
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第28条第5項
基準規定	
処分基準	次の通知により定められる基準により判断し、決定する。 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	生活保護法第29条の2

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の 名称	費用等の徴収
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第77条の2
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	